

一般社団法人 日本作業療法士協会

COVID-19 影響下における対面会議の禁止及び開催の基準 / 協会会議室の使用基準

【Ver.2】

COVID-19の影響下における当会事業にかかる各部・委員会等の会議・打合せ等は、Web会議システムを用いた開催を第一優先としてください。対面での会議を開催する場合は、以下のIに示す基準に基づき、招集する部長・委員長等の責任者が会議の必要性について十分に検討し、参加を「希望しない」／「参加できない」者のためにWeb会議システムを併用することを標準として、必要な手続きを行ってください。

なお、この基準は、今後の患者発生状況や国・都道府県の動向等を踏まえ適宜見直しを行います。

I. COVID-19 影響下における対面会議およびハイブリッド会議の開催基準等

1. 対面会議・ハイブリッド会議の開催基準について

以下は、【対面会議の禁止（Web会議のみ）】または【対面会議の開催可（Webおよび対面によるハイブリッド会議）】の基準とする。

【対面会議の禁止（Web会議のみ）】

- ①国全体の緊急事態宣言や会議開催地の都道府県における緊急事態宣言・アラート等の発令時
- ②会議開催地域の感染状況が、次の(1)～(3)のいずれか一つにでも該当する場合
 - (1)直近1週間の10万人あたりの陽性者数：2.5以上
 - (2)直近1週間とその前1週間の比：1.0以上
 - (3)感染経路不明な者の割合：50%以上

【対面会議の開催可（Webと対面によるハイブリッド会議）】

会議開催地域の感染状況が基準を満たして、「COVID-19影響下における対面会議開催申請書」を提出し開催が認められた場合、以下は参加予定者の対面会議への参加禁止（Web参加）の基準とする。

- ①参加予定者の都道府県に緊急事態宣言やアラート等の発令時
- ②参加予定者の都道府県をまたぐ移動の自粛要請時
- ③参加予定者の居住・勤務先の地域等の感染状況が、次の(1)～(3)のいずれか一つにでも該当する場合
 - (1)直近1週間の10万人あたりの陽性者数：2.5以上
 - (2)直近1週間とその前1週間の比：1.0以上
 - (3)感染経路不明な者の割合：50%以上

※各都道府県の(1)(2)(3)の数値は、(参考)厚生労働省：都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）の6指標をご参照ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html

2. 対面会議の開催基準及び開催手続きについて

「1.対面会議・ハイブリッド会議の開催基準について」の【対面会議の禁止（Web会議のみ）】①～②に該当がないことを条件とし、会議を招集する部長・委員長等の責任者が十分に対面会議の開催の必要性を検討する。その上で対面会議の開催が必要と判断された場合、別紙「COVID-19影響下における対面会議開催申請書」を作成し、会議開催の2週間前を目途に事務局へ提出する。その申請書を受け、会長・事務局長が必要性を認めた場合は対面会議を行うことができる。

3. 対面会議開催時の留意事項

- ①手洗いの徹底を呼びかける。
- ②会場の入口等に手指の消毒設備を設置する。
- ③会議参加者のマスク着用を必須とする。
- ④咳エチケットの励行を呼びかける。
- ⑤会議の合間に適度な休憩時間を設け、換気を十分に行う（1時間に10分程度）。
- ⑥参加者の検温による発熱者の特定などを行い、軽度であっても発熱や咳・咽頭痛などの症状がある方は参加をお断りする（事前に周知する）。
- ⑦2週間以内に国外（感染流行国）や国内の集団感染施設等に旅行・出張した方は、参加を控えてもらうよう事前に周知する。
- ⑧会場及び待合場所等における3つの密（密閉・密集・密接）を徹底して回避する。
- ⑨人との人と間隔を2m目安に確保する。特に基礎疾患がある方に配慮する。
- ⑩大声での発声、歌唱、又は近接した距離での会話等がされないよう留意する。
- ⑪感染が発生した場合に備え、会議参加者の名簿（議事録）を作成し、連絡先を適正に管理する。
- ⑫会議開催の前後や休憩時間などの交流を極力控えるよう呼びかける。
- ⑬厚生労働省が配信する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールを奨励する。
- ⑭対面会議では参加を希望しない／参加できない者のためにWeb会議システムを併用する。
- ⑮会議開催の前後に懇親会は行わない。

4. 会議室の使用可能人数と座席配置について

- ①会議室の本来の収容人数の50%程度を目安として、会場選定を行う。
- ②貸会議室等で、すでにCOVID-19影響下での定員を再設定している場合は、それに従う。
- ③十分なソーシャルディスタンスおよび飛沫感染防止を意識した会場レイアウトを行う。
※下記、協会会議室の座席レイアウトを参照にレイアウトの工夫をお願いいたします。

II. COVID-19 影響下における協会会議室の使用基準

1. 協会会議室の定員基準

- ・以下に示す定員を超える会議等は開催することができません。
- ・ソーシャルディスタンスおよび飛沫感染防止を意識した会場レイアウトを行い、会議を開催してください。

| 会議室 | 定員 (収容率 50%程度以内) | 面積 | 備考 |
|-------------|---------------------|-------------------|---|
| 10階 A-B 会議室 | 口の字 16名 スクール 20名 | 97 m ² | 口の字 (長机 16台) ※長机 1台につき 1名着席 スクール (長机 10台) ※長机の間隔を取って設置 |
| 10階 C 会議室 | 6名 | 37 m ² | 口の字 (長机 6台) ※長机 1台につき 1名着席 |
| 3階 301 会議室 | 口の字 12名 スクール 20名 | 82 m ² | 口の字 (長机 12台) ※長机 1台につき 1名着席 スクール (長机 10台) ※長机の間隔を取って設置 |
| 3階 302 会議室 | 5名 | 27 m ² | 口の字のみ |

2. 協会会議室の座席レイアウト

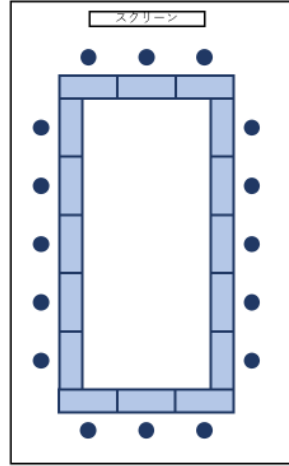
【10階 A-B 会議室】

10階A-B会議室

約97㎡

口の字

定員16名（長机16台）
※長机1台につき1名着席

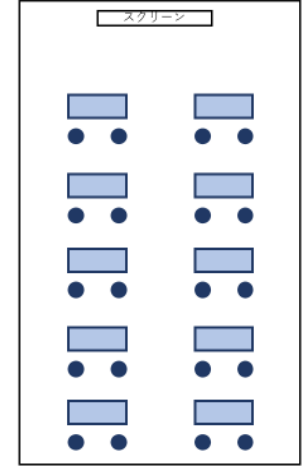


10階A-B会議室

約97㎡

スクール

定員20名（長机10台）
※長机の間隔を取って設置



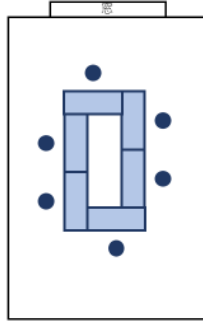
【10階 C 会議室】

10階C会議室

約37㎡

口の字

定員6名（長机6台）
※長机1台につき1名着席



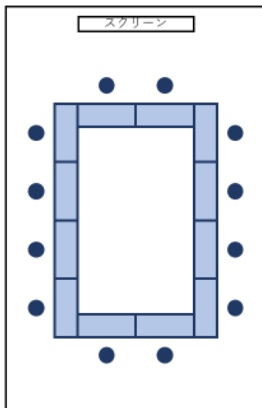
【3階 301 会議室】

3階301会議室

約82㎡

口の字

定員12名（長机12台）
※長机1台につき1名着席

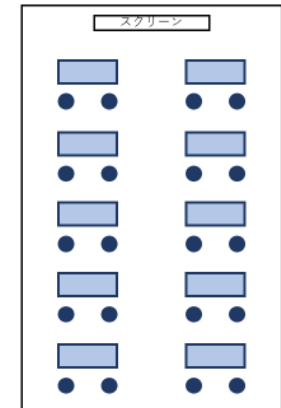


3階301会議室

約82㎡

スクール

定員20名（長机10台）
※長机の間隔を取って設置



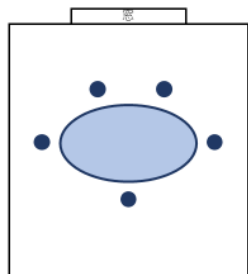
【3階 302 会議室】

3階302会議室

約27㎡

口の字

定員5名



(参考) 社会への協力要請を行うタイミングを検討するに当たっての目安

| | 人口 | 基準日 (新規感染者数(報告数)が10万人当たり 2.5人/週となる日) | | (参考) 新規感染者数(報告数)が10万人当たり5 人/週となる日 | |
|------|------------|--|-----------------------------------|---|-----------------------------------|
| | | 新規感染者数(報告数)/週 ^{*1} | 平均新規感染者数 (報告数)/日 ^{*2} | 新規感染者数(報告数)/週 ^{*3} | 平均新規感染者数 (報告数)/日 ^{*4} |
| 北海道 | 5,304,413 | 133 | 19 | 266 | 38 |
| 青森県 | 1,292,709 | 33 | 5 | 65 | 10 |
| 岩手県 | 1,250,142 | 32 | 5 | 63 | 9 |
| 宮城県 | 2,303,098 | 58 | 9 | 116 | 17 |
| 秋田県 | 1,000,223 | 28 | 4 | 51 | 8 |
| 山形県 | 1,095,383 | 28 | 4 | 55 | 8 |
| 福島県 | 1,901,053 | 48 | 7 | 96 | 14 |
| 茨城県 | 2,936,184 | 74 | 11 | 147 | 21 |
| 栃木県 | 1,976,121 | 50 | 8 | 99 | 15 |
| 群馬県 | 1,981,202 | 50 | 8 | 100 | 15 |
| 埼玉県 | 7,377,288 | 185 | 27 | 369 | 53 |
| 千葉県 | 6,311,190 | 158 | 23 | 316 | 48 |
| 東京都 | 13,740,732 | 344 | 50 | 688 | 99 |
| 神奈川県 | 9,189,521 | 230 | 33 | 460 | 68 |
| 新潟県 | 2,259,309 | 57 | 9 | 113 | 17 |
| 富山県 | 1,063,293 | 27 | 4 | 54 | 8 |
| 石川県 | 1,145,948 | 29 | 5 | 58 | 9 |
| 福井県 | 788,503 | 20 | 3 | 40 | 6 |
| 山梨県 | 832,789 | 21 | 3 | 42 | 6 |
| 長野県 | 2,101,891 | 53 | 8 | 106 | 16 |
| 岐阜県 | 2,044,114 | 52 | 8 | 103 | 15 |
| 静岡県 | 3,726,537 | 94 | 14 | 187 | 27 |
| 愛知県 | 7,565,309 | 190 | 28 | 379 | 55 |
| 三重県 | 1,824,637 | 46 | 7 | 92 | 14 |
| 滋賀県 | 1,420,080 | 36 | 6 | 72 | 11 |
| 京都府 | 2,555,068 | 64 | 10 | 128 | 19 |
| 大阪府 | 8,848,998 | 222 | 32 | 443 | 64 |
| 兵庫県 | 5,570,618 | 140 | 20 | 279 | 40 |
| 奈良県 | 1,362,781 | 35 | 5 | 69 | 10 |
| 和歌山県 | 964,598 | 25 | 4 | 49 | 7 |
| 鳥取県 | 588,052 | 15 | 3 | 29 | 5 |
| 島根県 | 688,126 | 18 | 3 | 35 | 5 |
| 岡山県 | 1,911,722 | 48 | 7 | 96 | 14 |
| 広島県 | 2,838,632 | 71 | 11 | 142 | 21 |
| 山口県 | 1,383,079 | 35 | 5 | 70 | 10 |
| 徳島県 | 750,519 | 19 | 3 | 38 | 6 |
| 香川県 | 987,336 | 25 | 4 | 50 | 8 |
| 愛媛県 | 1,381,761 | 35 | 5 | 70 | 10 |
| 高知県 | 717,480 | 18 | 3 | 36 | 6 |
| 福岡県 | 5,131,305 | 129 | 19 | 257 | 37 |
| 佐賀県 | 828,781 | 21 | 3 | 42 | 6 |
| 長崎県 | 1,365,391 | 35 | 5 | 69 | 10 |
| 熊本県 | 1,780,079 | 45 | 7 | 90 | 13 |
| 大分県 | 1,160,218 | 30 | 5 | 59 | 9 |
| 宮崎県 | 1,103,755 | 28 | 4 | 56 | 8 |
| 鹿児島県 | 1,643,437 | 42 | 6 | 83 | 12 |
| 沖縄県 | 1,476,178 | 37 | 6 | 74 | 11 |

(注) 平成31年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(都道府県別)をベースに計算し、目安となる新規感染者数は単純計算値を切り上げ

- *1 各都道府県において、感染拡大時に協力要請の基準日(新規感染者数(報告数)が10万人当たり2.5人/週を満たす日)の週平均新規感染者数
- *2 各都道府県において、感染拡大時に協力要請の基準日(新規感染者数(報告数)が10万人当たり2.5人/週を満たす日)の過去一週間の日当たり平均新規感染者数(報告数)(+1を7日で除した数)
- *3 各都道府県において、感染拡大時に新規感染者数(報告数)が10万人当たり5人/週を満たす日の週平均新規感染者数(報告数)
- *4 各都道府県において、感染拡大時に新規感染者数(報告数)が10万人当たり5人/週を満たす日の直前一週間の日当たり平均新規感染者数(報告数)

(厚生労働省：新型コロナウイルス感染症の医療提供体制確保のための新たな流行シナリオ(補論)より)